

令和5年度介護人材確保育成事業業務委託に係る  
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、茨城県が実施する介護人材確保育成事業を委託する事業者を選定するために行う公募型プロポーザルに必要な事項を定める。

2 事業概要

(1) 目的

求職者を、派遣会社を通じて県内の介護施設・事業所（以下「施設等」という。）に介護職員又は介護助手として派遣し、就業しながら研修を受講させることで継続的な就労に結びつけ、介護施設における人材の確保と介護専門職員の負担軽減を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

県が、人材派遣会社に事業を委託し実施する。

(3) 雇用予定者数

無資格者、潜在的有資格者及びチャレンジ・シニアを合せて200名以上。

(内訳は、概ね無資格者120名、潜在的有資格者50名、チャレンジ・シニア30名)

※「潜在的有資格者」とは、介護福祉士の資格等を有しながら介護分野の仕事に未就労の者

※「チャレンジ・シニア」とは、概ね60歳以上で、介護の知識や経験を必要としないベトナム人、利用者の話し相手や見守りなどの介護周辺業務を希望する者

(4) 委託業務の主な内容

①派遣労働者の公募及び選考

②派遣労働者の登録

③派遣先介護施設・事業所の開拓

④派遣労働者と派遣先介護施設・事業所との連絡・調整

⑤派遣労働者との雇用契約、派遣先介護施設・事業所との労働者派遣契約（紹介予定派遣契約）の締結

⑥派遣（労務管理、給与等支払等）

⑦派遣労働者に対する介護職員初任者研修、復職者向け研修の実施  
（研修の実施は他の研修機関に委託できるものとする）

⑧派遣期間終了後の派遣労働者の直接雇用に向けた取組み

⑨アンケート等により事業効果を別途調査、報告

※詳細は別添「令和5年度介護人材確保育成事業業務委託仕様書」参照

3 委託期間

令和5年4月1日 から 令和6年3月31日までとする。

4 応募資格

県内に事業所等を有する法人であって、次の要件を全て満たすことができるものとする。

- (1) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要領(平成8年茨城県告示第254号)に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 類似事業に関する実績があり、本事業について誠意をもって履行できるものであること。
- (4) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の規定による一般労働者派遣事業の許可を受けていること。
- (5) 職業安定法による有料職業紹介事業者としての許可を受けていること。

5 委託料

222,385,605円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。

(対象経費)

① 派遣労働者に係る給与

無資格者については日額9,600円を上限に、潜在的有資格者については日額12,000円を上限に、チャレンジ・シニアについては時給1,043円を上限とし、支給額は派遣先介護施設・事業所の給与体系に準じた額

② 派遣労働者に係る通勤手当

③ 派遣労働者に係る社会保険料等事業主負担分

④ 介護職員初任者研修、復職者向け研修費用

⑤ 本事業に係る委託事業者の人件費等諸経費

⑥ 委託費にかかる消費税及び地方消費税額

6 応募方法等

(1) 提出書類

- ①「令和5年度介護人材確保育成事業業務委託」応募申請書（様式第1号）
- ②令和5年度介護人材確保育成事業に係る業務委託企画提案書（様式第2号）
- ③令和5年度介護人材確保育成事業業務委託経費積算書（様式第3号）
- ④応募資格等確認用書類 ※証明書等は、申請日前3月以内に交付されたものとする。
  - ア 応募資格誓約書（様式第4号）
  - イ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
  - ウ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類するもの
  - エ 法人格のない団体にあつては、代表者の住民票の写し（代表者が外国人である場合は外国人登録証の写し）
- ⑤事業実績書（様式第5号）
- ⑥個人情報の管理体制について（様式第6号）
- ⑦その他提案事業の参考となる資料（様式第7号）
- ⑧会社概要書（様式第8号）
- ⑨直近3カ年度の事業報告書、決算書（事業年度が3年に満たない事業者にあつては、現に保有する事業報告書、決算書）

## （2）提出部数及び提出方法

6部（正本1部、副本5部）

持参又は郵送によることとし、郵送による場合は、提出期限内必着の書留郵便に限る。持参による提出の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

## （3）提出期限

令和5年3月16日（木） 午後5時まで

## （4）提出場所及び問合せ先

茨城県福祉部福祉政策課 福祉人材確保室

〒310-0855 茨城県水戸市笠原町978番6

電話 029-301-3197 FAX 029-301-3179

E-mail fukushi8@pref.ibaraki.lg.jp

## （5）応募にあたっての留意事項

- ・企画提案は、1法人につき1件とする。
- ・提出された書類の内容は、変更することができない。
- ・提出された書類に虚偽の記載又は不正があつた場合は、失格とする。
- ・応募に関する費用は、すべて応募者の負担となる。

- ・提出された書類等は、返却しない。
- ・応募申請書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第9号）を提出する。
- ・採択された企画提案書の著作権は、茨城県に帰属する。

## 7 質問の受付及び回答

本要領は仕様書の内容についての質問は、簡易なものを除き、次により質問書を提出すること。

### (1) 提出期限

令和5年3月9日（木） 午後5時まで（必着）

### (2) 提出方法

次の電子メールアドレス又はFAX番号により、茨城県福祉部福祉政策課福祉人材確保室宛に提出すること。

E-mail fukushi8@pref.ibaraki.lg.jp

FAX 029-301-3179

### (3) 提出書類

質問書（様式第10号）

### (4) 質問に対する回答

質問書を提出した者に対し、電子メール又はFAXで回答する。

なお、本要領及び仕様書の内容以外の質問については、回答しない。

## 8 審査

### (1) 審査方法

- ①企画提案内容について、プロポーザル審査委員会を開催し、審査委員による審査を行う。
- ② プロポーザル審査委員会においては、6（1）の提出書類により審査する。
- ③ 企画提案提出者は、当該提案について必要に応じプレゼンテーションを行う。

### (2) 選定結果の通知

プロポーザル審査委員会の審査結果に基づき、1受託候補者を選定し、選定後、速やかに結果を通知する。なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

### (3) 審査基準

審査項目	審査基準
①本事業の位置	・介護職員の雇用情勢や課題を的確に把握しているか。

づけに対する認識	・事業の趣旨・目的が理解されているか。
②実施体制及び事業実施のスケジュール	・責任者や事業実施時の体制は妥当であり、業務遂行に無理がないか。 ・業務の流れの中で、法律や要領等に抵触する点はないか。また実行性はあるか。 ・スケジュールに無理が無く、十分に実施可能であるか。
③福祉・介護人材の派遣実績	・同種、類似事業について豊富な経験、ノウハウを持っているか。 ・都道府県等から類似事業の委託はあるか。その実績はどうか。
④派遣する労働者の募集方法、選考方法	・求職者に対する周知方法は実現性のあるものか。 ・就業意欲のある者を概ね 200 名集めることは可能か。 ・派遣労働者の選考方法は適切か。
⑤就労先の募集、選定方法	・就労先の募集について、直接雇用につながるような介護施設・事業所の募集を募る方法となっているか。 ・概ね 200 名の求職者の就労先の開拓ができるのか。
⑥求職者と就労先とのマッチング方法	・求職者・求人介護施設・事業所とのマッチング方法は適切か。 ・求職者と就労先とのミスマッチを防止する取組、工夫があるか。
⑦派遣者のフォロー	・派遣者の派遣期間中のフォローは適切か。
⑧介護職員初任者研修及び復職者向け研修の実施方法	・介護職員初任者研修及び復職者向け研修の実施方法は適切か。 ・派遣期間内に研修が完了するような日程となっているか。
⑨派遣期間終了後の労働者の直接雇用に向けた取組	・派遣期間終了後の直接雇用に向けた支援方法はあるか。
⑩本事業で得た情報のセキュリティ対策	・事務室内外でのセキュリティ対策が十分に考慮されているか。
⑪経費積算の妥当性	・所要経費・算定根拠が明確に示され、かつ合理的な内容であるか。

## 9 受託候補者選定後の手続

- (1) 茨城県と受託候補者は、提出書類を基に具体的な協議を行い、茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第 15 号）等の関係法令の規定に基づき、委託契約を締結するものとする。
- (2) 茨城県は、協議等の後、受託候補者から改めて見積書を提出させ、その内容を精査の上、随意契約による契約の手続を行う。
- (3) 茨城県は、最優秀提案事業者と契約締結の交渉を行い、契約が成立しない場合は次点の提案業者と交渉を行うこととする。
- (4) 契約書の作成の際に必要な経費は、全て事業者の負担とする。

10 その他留意事項

- (1) 事業の成果は茨城県に帰属する。
- (2) 受託者は、個人情報の取扱いには厳重に注意し、漏洩や、滅失等がないよう、その管理を徹底しなければならない。
- (3) 受託者は、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託業務が完了した後も同様とする。